平成２２年（フ）第５３７号
沖縄県那覇市字松川438番地１　首里ハイム611
債務者　小島　好美
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４号
沖縄県宮古島市平良字下里109番地
債務者　永吉　初美（旧姓川満）
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで　那覇地方裁判所平良支部

平成２３年（フ）第１６号
山形県最上郡金山町大字有屋622番地
債務者　小沼　志乃
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで　山形地方裁判所新庄支部

平成２３年（フ）第１０号
福井県敦賀市松葉町10番203号
債務者　張本　義彦
1　決定年月日時　平成23年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで　福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第４５１号
徳島市末広５丁目１番36号、旧住所徳島市末広１丁目２番16号
債務者　稲木　豊子
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５２７号
徳島市津田町１丁目３番19号
債務者　河野佳都子
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８８号
岐阜県関市武芸川町小知野754番地10
債務者　鈴木　勝善
1　決定年月日時　平成23年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで　岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３３９号
愛知県大府市共和町末広59番地
債務者　木村真理子
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３５４号
名古屋市中村区深川町３丁目78番地　ライオンズマンション深川町501号
債務者　岡田　昭義
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３７１号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字下戸92番地　豊山みどりハイツⅡ　101
債務者　永田　　修
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３８９号
名古屋市緑区若田１丁目603番地　シティハイムシャルマン201号
債務者　小谷　良江
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４１号
兵庫県三田市つつじが丘北４丁目４番地４、従前の住所大阪府大阪市東淀川区南江口１丁目２番１―112号
債務者　西嶋　正三
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８２号
兵庫県川西市東久代１丁目13番25号
債務者　小林　和美（旧姓叶迫）
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第９４号
兵庫県宝塚市安倉西２丁目８番１―302号
債務者　二宮　照彦
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１０２号
兵庫県宝塚市弥生町５番１―324号
債務者　大西健太郎
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１０３号
兵庫県宝塚市弥生町５番１―324号
債務者　大西　愛実
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１０４号
兵庫県宝塚市亀井町８番50号、前住所兵庫県芦屋市若葉町５番１―512号
債務者　山根　正尋
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３０号
さいたま市浦和区岸町４丁目９番９号
債務者　栗原　すい
1　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係